ハ　［略］	［略］
ニ　ガスタービン（空気圧縮機、ガス発生機及び燃焼器を含む。以下同じ。）	1　ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。）の設置 2　ガスタービンに属するガス圧縮機の設置 3　ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。4において同じ。）の改造であって、次に掲げるもの (1)～(3)　［略］ 4　ガスタービンの取替え
ホ　内燃機関	内燃機関（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。）の設置又は取替え
ヘ　燃料設備（内燃力発電設備に係るものを除く。）	1　燃料設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。）の設置

ハ　［略］	［略］
ニ　［同上］	1　出力千キロワット以上の発電設備に係るガスタービンの設置 2　出力千キロワット以上の発電設備に係るガスタービンに属するガス圧縮機の設置 3　出力一万キロワット以上の発電設備に係るガスタービンの改造であって、次に掲げるもの (1)～(3)　［略］ 4　出力一万キロワット以上の発電設備に係るガスタービンの取替え
ホ　［同上］	出力一万キロワット以上の発電設備に係る内燃機関の設置又は取替え
ヘ　［同上］	1　出力千キロワット以上の発電設備に係る燃料設備の設置